

【第6条関係】

問18 「秘密軍事情報について当該情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与える」ということは、我が国が米国から受領する当該情報に関し、米国で当該情報に対し与えられている保護と同じ保護を我が国も与えなければならないということではないのか。

(答)

1. 本協定第6条(b)は、「秘密軍事情報を受領する締約国政府は、自国の国内法令に従って、秘密軍事情報について当該情報を提供する締約国政府によって与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適切な措置をとる」旨規定している。
2. 本協定の下では、我が国政府は、我が国政府が受領する防衛関連秘密情報について、米国政府が与える保護と実質的に同等の保護を与えることを目的として我が国の国内法令の範囲内で実施可能な適切な措置をとる義務を負っている。
3. したがって、我が国は、米国政府が当該情報に与え

る保護と同一の保護を与える義務を負っている訳ではなく、御指摘の点は当たらない。

5. なお、本協定第18条(秘密保持に係る代表者による訪問)において、「それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等なものとなることを達成するために、秘密保持の手続について議論し、及びその実施を視察すること」を目的として相手国の同意に基づいて一方の締約国政府が他方の締約国政府を訪問することを規定している。このことから、本協定が、日米が同一の秘密保持制度を保持したり、同一の秘密保護を与えたりすることを前提とはしていないことは明らかである。

【参考】GSOMIA 関連条文

第6条 秘密軍事情報を保護するための原則

両締約国政府は、次の事項を確保する。

- (b) 秘密軍事情報を受領する締約国政府は、自国の国内法令に従って、秘密軍事情報について当該情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるために適切な措置をとること。

第18条 秘密保持に係る代表者による訪問

前記の秘密保持に関する義務の履行は、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問を通じて促進することができる。このため、一方の締約国政府の秘密保持に係る代表者は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するために、秘密保持の手續について議論し、及びその実施を視察することを目的として、相互に合意する場所において、及び相互に満足する方法により、事前の協議の後に、他方の締約国政府を訪問することが許可される。一方の締約国政府は、他方の締約国政府により提供される秘密軍事情報が適切に保護されているか否かについて、秘密保持に係る代表者が決定するに当たり支援する。